

富山市病院事業局入院セット販売等実施事業 共通仕様書

本仕様書は、富山市病院事業局入院セット販売等実施事業について、募集要項（「富山市病院事業局入院セット販売等実施事業者募集要項」）に定めるもののほか、各事業に共通して必要となる事項を定めるものである。

1 事業の運営

- (1) 販売品目、従業員の人数及び従事時間等の各種条件については、病院からの要望に応じて協議の上変更可能であること。
- (2) 事業の実施にあたっては関係法令等を遵守するとともに、関係機関からの許認可等が必要な場合は、事業者において所要の手続き等を行うこと。
- (3) 事業の実施に要する物品の搬入及び搬出に当たっては、病院の指定する時間帯や経路に従うこと。
- (4) 運営事業者が販売する商品及び包装等から発生する全ての廃棄物は、運営事業者の責任において処理すること。

2 売上等報告

運営事業者は、販売した入院セット等の売上数量、売上金額及び利用者数並びにカフェ事業の売上額等について、毎月又は病院事業局の求めに応じて報告しなければならない。

3 従業員の教育等

- (1) 従業員は、病院内のサービス施設であるという認識を十分に持ち、清潔感のある身なりで懇切丁寧を旨として接客に当たらなければならない。
- (2) 運営事業者は、積極的な接遇研修等の各種教育研修を行い、その実施内容を少なくとも年に2回、病院事業局に報告しなければならない。

4 施設の使用

- (1) 運営事業者は、善良な管理者の注意をもって施設を使用しなければならない。また、整理整頓を徹底し、美觀及び衛生環境の維持に努めること。
- (2) 運営事業者は、施設を使用するに当たり、病院の指示に従い、また、富山市病院事業局庁舎管理規則及びその他関係法令を遵守し防犯、防災等に留意しなければならない。
- (3) 運営事業者は、施設における取扱商品等に関し、運営事業者の責に帰すべき事由により、当該取扱商品、設置器材等に起因して事故等が生じた場合は、自らの責任でその損害を賠償しなければならない。これを担保するため、運営事業者は業務の履行に当たり、損害賠償保険等必要な保険に加入すること。
- (4) 本業務に従事するスタッフの通勤に必要な駐車場は、運営事業者が病院敷地外に確保しなければならない。
- (5) 貸付箇所について、維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は運営事業者

の負担とする。

- (6) 運営事業者は、機器等の修繕、配置替えその他の行為をしようとするとき又は使用方法を変更するときは事前に承諾を得なければならない。
- (7) 病院の外壁への看板取り付け、移動式の看板やのぼりの設置はできないものとする。
- (8) 貸付箇所において使用する器材及び備品等に係る清掃並びに防災対策は運営事業者が行うこと。
- (9) 設置した備品類に関しては定期的に清掃を行い、清潔な環境の整備に努めること。
- (10) 備品類を設置する場合は、必ず転倒防止対策を講じること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認を行うこと。

5 改善命令

事業の実施に当たり、院内の衛生及び感染対策の観点等から、物品の配置や業務仕様について改善を命じることがある。改善命令を受けた場合には、速やかに指示に従い必要な措置を講じること。

6 個人情報の取扱い

運営事業者は、利用者に関する個人情報の取扱いに関して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に関する個人情報を本事業に関する範囲のみで取扱うこと。
- (2) 個人情報の授受・管理・保管は、当院が定めた場所・手順等に従うこと。
- (3) 利用者の個人情報の記載された書面は整理整頓し、開示・漏洩・改ざん等の事故の無いように取り扱うこと。
- (4) 個人情報に関わる書面・データを廃棄する場合は、判別不能な状態にして処理すること。
- (5) 従業員に対し、個人情報保護に関して必要な教育を行うこと。